

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、熊本県漁業調整規則（令和 2 年熊本県規則第 51 号）第 4 条第 16 号に規定する柴漬け漁業（いか柴漬け漁業）につき、熊本県漁業調整規則第 11 条第 1 項各号に掲げる事項に関する制限措置を次のように定める。

令和 7 年（2025 年）6 月 17 日

熊本県知事 木 村 敬

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数 及び推進機関の馬力数	許可又は起業の認可 をすべき船舶の数	漁業を営む者の資格
柴漬け漁業	いか柴漬 け漁業	①別記 1 のとお り	4 月 1 日から 9 月 30 日まで	船舶の総トン数及び推進機関 の馬力数：定めなし （許可後は、許可証に記載さ れた総トン数及び馬力数）	1 隻	1 天草市倉岳町に住所を有す る者 2 熊本県の漁船登録を受けた 漁船の所有者又は使用者

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和 7 年（2025 年）6 月 17 日から令和 7 年（2025 年）6 月 25 日まで

3 備考

（1）この公示に係る許可の有効期間は、許可日から令和 8 年（2026 年）9 月 30 日 までとする。

（2）この公示に係る許可又は起業の認可には、次に掲げる内容の条件を付する。

操業区域①の許可又は起業の認可

ア 免許を受けた漁業の操業を妨げてはならない。

イ 柴数は 10 を超えてはならない。

別記①

操業区域（倉岳地先）

次のア、イ、ウ、エ、オを順次に結んだ線及びカと基点1を結んだ線と最大高潮時海岸線により囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点天第227号（上天草市龍ヶ岳町（以下、「龍ヶ岳町」という。）切支丹鼻南端）

基点2 熊本県漁場基点天第229号（龍ヶ岳町横島南端）

基点3 熊本県漁場基点天第232号（龍ヶ岳町大道漁港池の浦東側防波堤北西端）

ア 天草市倉岳町（以下、「倉岳町」という。）と天草市栖本町との海岸線における境界

イ 倉岳町阿房の浦橋東角から黒島北東端を見通した線上、阿房の浦橋東角から1,700メートルのところ

ウ 基点2と基点3を見通した線から基点2を基点として右へ171度55分、2,295メートルのところ

エ 基点2と基点3を見通した線から基点2を基点として右へ170度30分、1,000メートルのところ

オ 龍ヶ岳町横島西海岸における龍ヶ岳町と倉岳町との境界

カ 横島北端